

## 設定条件

諸事項は、以下の設定に基づき記載した。

1. 伝統工法の建築物のリフォームを対象とする。
2. 住宅を主たる用途とする。
3. 建築は木造軸組み平屋建てを原則とする。
4. 工事は現地改修・再生とする。
5. 移築工事は除外する。なお参考として補記した。
6. 解体は半解体の範囲とした。

## 《その他》

伝統民家（古民家）の位置づけは、原則として年代ではなく工法とした。

記載した内容の一部は、近年の木造住宅一般にも転用、対処できることを配慮した。

本文中の【指針】とは、設計施工基準の「基準」の意味も含めてはいるが、内容によって、設計者・施工者の自主的判断による部分もあるので指針とした。

## 構成内容

本書の内容は以下の構成とした。

## 1. 計画編

伝統民家の特性から、立地環境、計画概念、設計手法、素材性能、デザイン、仕様など、諸データを取り込み、リフォーム工事全体にわたる内容及び指針、基準を示した。

## 2. 施工編

施工者のすみ分けから、伝統工法の要となる技法、加工、手順など、事例を参照しつつ、現場作業から建具詳細までとりあげている。

## 3. 推進編

工事を進める上での担い手（設計・施工者等）の業務内容について記載した。契約事務、工程、見積もり・設計図書等で構成されている。

## 4. 補遺

県内の基礎自治体による調査資料から、古民家の間取りや敷地条件等、設計指針となる図を再編集し掲載した。

## 5. データ資料

リフォーム設計・工事を進める上で必要と思われる基礎的なバックデータを刊行物等から採集、選択し、参考資料として付した。

## 6. 伝統技法資料

現存する古民家が建てられた時代を想定し、当時の伝統的工法（主に仕口と継ぎ手）を示唆していると思われる史料から抜粋し、改修の際のひとつの目安としてとりあげた。

## 本書の見方

1. 説明内容は項目別にコード番号をつけた。
2. 内容は1項目1頁を原則とした。
3. 同一の内容が数頁に及ぶ場合、同じコード番号を付した。
4. 巻末の伝統技法資料にはコード番号は付していない。